

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1121 212 1457 289">平成27年4月1日施行 令和4年2月1日変更</p> <p data-bbox="685 720 884 814">定款</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 212 2849 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="2080 720 2279 814">定款</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年5月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和3年2月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年5月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和3年2月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p><u>令和4年2月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(目的)</p> <p>第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。</p>
<p>(業務内容)</p> <p>第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>九・十 (略)</p>	<p>(業務内容)</p> <p>第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>八の二 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。) 第2条の2第2項に規定する供給促進交付金 (以下単に「供給促進交付金」という。)、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金 (以下単に「調整交付金」という。) 及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金 (以下単に「系統設置交付金」という。) の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。</p> <p>八の三 <u>再生可能エネルギー電気特措法</u> 第15条の13の規定による解体等積立金の管理を行うこと。</p> <p>八の四 <u>再生可能エネルギー電気特措法</u> 第7条第10項の規定による入札を実施すること。</p> <p>九・十 (略)</p>
<p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 「送電系統」とは、一般送配電事業者<u>又は送電事業者</u>たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。</p> <p>七 「地内基幹送電線」とは、最上位電圧から2階級 (供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧) の送電線をいう。</p> <p>八 (略)</p> <p>九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 最上位電圧から2階級 (供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧) の母線</p> <p>エ 最上位電圧から2階級を連系する変圧器 (供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。)</p> <p>十～十四 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 「送電系統」とは、一般送配電事業者、<u>送電事業者</u>又は<u>配電事業者</u>たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。</p> <p>七 「地内基幹送電線」とは、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の</u>最上位電圧から2階級 (<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の</u>最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧) の送電線をいう。</p> <p>八 (略)</p> <p>九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の</u>最上位電圧から2階級 (<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の</u>最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧) の母線</p> <p>エ <u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の</u>最上位電圧から2階級を連系する変圧器 (<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の</u>最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。)</p> <p>十～十四 (略)</p>
<p>(資格)</p> <p>第8条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(資格)</p> <p>第8条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>配電事業者</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 <u>特定卸供給事業者</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(加入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、会員たる地位を取得する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び送電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日</p> <p>三 特定送配電事業者及び発電事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日</p> <p>3 (略)</p>	<p>(加入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、会員たる地位を取得する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日</p> <p>三 特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日</p> <p>3 (略)</p>
<p>(脱退)</p> <p>第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 法第2条の8第1項の届出(小売電気事業の廃止に係るものに限る。)をした場合</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 法第27条の25第1項の届出(特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。)をした場合</p> <p>八 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の届出(発電事業の廃止に係るものに限る。)をした場合</p> <p>(新設)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(脱退)</p> <p>第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>法第27条の12の8第1項から第3項までの規定により法第27条の12の2の許可が取り消された場合</u></p> <p>五 法第2条の8第1項の<u>規定による届出</u>(小売電気事業の廃止に係るものに限る。)をした場合</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 <u>法第27条の12の13において準用する法第14条第1項の許可(配電事業の全部の廃止に係るものに限る。)</u>を受けた場合</p> <p>九 法第27条の25第1項の<u>規定による届出</u>(特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。)をした場合</p> <p>十 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の<u>規定による届出</u>(発電事業の廃止に係るものに限る。)をした場合</p> <p>十一 <u>法第27条の32において準用する法第27条の25第1項の規定による届出(特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。)</u>をする場合</p> <p>十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、配電事業者たる会員が営む配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(議決権の配分)</p> <p>第24条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。</p> <p>一 送配電事業者グループ(一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者である者)</p>	<p>(議決権の配分)</p> <p>第24条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。</p> <p>一 送配電事業者グループ(一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者であ</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>二 (略)</p> <p>三 発電事業者グループ (発電事業者である者)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送配電事業者グループ</p> <p>ア 送電事業者及び特定送配電事業者</p> <p>小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者 (小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、自己又は親子法人等が議決権を有する一般送配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。) の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループにおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。</p> <p>イ 一般送配電事業者</p> <p>送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配分した議決権の合計を控除した数の議決権を各会員平等に配分する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等 (複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等) が議決権を有するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>る者)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 発電事業者グループ (発電事業者又は特定卸供給事業者である者)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送配電事業者グループ</p> <p>ア 送電事業者及び特定送配電事業者</p> <p>小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者又は配電事業者 (小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、自己又は親子法人等が議決権を有する一般送配電事業者又は配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者又は配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者又は配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。) の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループにおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。</p> <p>イ 一般送配電事業者及び配電事業者</p> <p>送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配分した議決権の合計を控除した数の議決権を、<u>全一般送配電事業者と全配電事業者の供給区域の総需要電力量の比率に従って、全一般送配電事業者と全配電事業者に議決権を配分したうえで (第4項の規定により、当該会員の総体を一の会員とみなす場合において、当該会員のうち議決権を有する一の会員が一般送配電事業者又は配電事業者であるときは、当該会員の総体の需要電力量を当該議決権を有する一の会員の需要電力量とし、当該会員のうち議決権を有する一の会員が送電事業者又は特定送配電事業者であるときは、需要電力量を有しないものとする。)</u>、<u>全一般送配電事業者及び全配電事業者のそれぞれにおいて、各会員平等に配分する。ただし、配電事業者の議決権が送電事業者及び特定送配電事業者の議決権を下回る場合には、配電事業者の議決権が送電事業者及び特定送配電事業者の議決権と同数となるよう、全一般送配電事業者と全配電事業者に議決権を配分する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等 (複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等) が議決権を有するものとする。<u>ただし、一般送配電事業者については、送配電事業者グループにおいて、前項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該一般送配電事業者が議決権を有することとする。</u></p> <p>6 <u>一の会員が、同一のグループにおける複数の事業を営む場合にあっては、次の各号に掲げるグループごとに、その会員が営む複数の事業のうち、当該各号に規定する順序で、最初の事業を営む者として、前各項の規定を適用する。ただし、一般送配電事業者が送配電事業者グループにおける他の事業を営む場合を除き、一の会員が、総会の前日までに、本機関に対して、同一グループのうち一の事業の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の事業を営むものとして、前各項の規定を適用する。</u></p> <p>二 <u>送配電事業者グループ</u> 一般送配電事業者、配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十一～十八</u> (略)</p>	<p><u>二 小売電気事業者グループ 小売電気事業者、登録特定送配電事業者</u></p> <p><u>三 発電事業者グループ 発電事業者、特定卸供給事業者</u></p> <p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。</p> <p>一～十 (略)</p> <p><u>十一 再生可能エネルギー電気特措法に基づき本機関が行う業務に関する事項</u></p> <p><u>十二～十九</u> (略)</p>
<p>(評議員会の設置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項</p> <p>四～七 (略)</p>	<p>(評議員会の設置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 全国及び<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項</p> <p>四～七 (略)</p>
<p>(特別会費)</p> <p>第55条 一般送配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特別会費)</p> <p>第55条 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員は、前条の会費とは別に、<u>その事業の開始以後において</u>、毎年度、特別会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(容量拠出金)</p> <p>第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p>	<p>(容量拠出金)</p> <p>第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p>
<p>(電源入札拠出金)</p> <p>第56条 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金(以下「電源入札拠出金」という。)を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</p>	<p>(電源入札拠出金)</p> <p>第56条 本機関は、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金(以下「電源入札拠出金」という。)を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(災害等扶助拠出金)</p> <p>第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。</p>	<p>(災害等扶助拠出金)</p> <p>第56条の3 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</u></p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。</p> <p>2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、<u>経済産業省令で定める期間ごとに、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員から、その下回った額の納付金を徴収する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(借入金及び広域的運営推進機関債)</u></p> <p>第61条の2 本機関は、法第28条の52第1項の規定により、<u>経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(政府保証)</u></p> <p>第61条の3 本機関は、法第28条の53の規定により、<u>前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用)</u></p> <p>第61条の4 本機関は、法第28条の54各号に掲げる方法により、<u>業務上の余裕金を運用することができる。</u></p> <p>2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の15の規定により、<u>同条各号に掲げる方法に基づき、解体等積立金を運用することができ、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の15の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の納付金を運用することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則（令和 年 月 日）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この定款は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>